

第1章 はじめに

1-1. 背景と目的

福岡県には、九州で最も多い 4,760 箇所※のため池が存在し、春日市（以下、「本市」という。）においては 19 箇所のため池が存在しています。ため池は、農業用水の安定的な確保のために築造され、水利組合等により代々引き継がれ、管理されてきました。

ため池は、農業用水や生活用水としての利用のほか、生物の生息・生育の場所の保全、良好な景観の形成、地域の憩いの場の提供、文化の伝承など、多面的な機能を有しており、本市の自然豊かでうるおいある都市を特徴づける要素となっています。

一方で、ため池の築造時期は江戸時代以前の古いものが多いことから、全国的にため池施設の老朽化の進行や、農業従事者の減少または高齢化による管理組織の弱体化、権利関係の複雑化などの状況がみられます。さらに、近年、豪雨によるため池の決壊によって建物被害や人的被害が発生しており、ため池の適正な管理及び安全対策が求められています。

「春日市ため池保全等基本計画」（以下、「本計画」という。）では、ため池が有する多面的な機能を活用しつつ、安全で良好な生活環境を形成するため、本市におけるため池のあり方の基本計画を定めます。

※「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」福岡県（令和5年3月公表）より

1-2. ため池とは

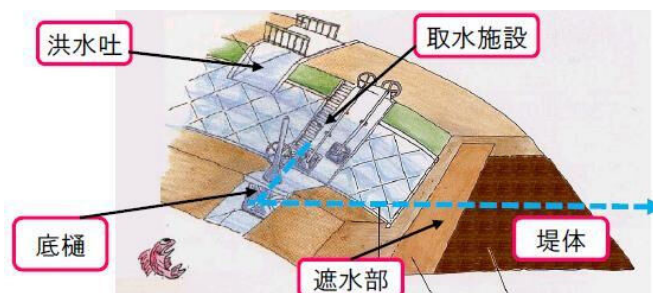
ため池とは、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え、取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。ため池は全国に約 17 万箇所存在するといわれており、特に西日本に多く分布しています。

●ため池…

堤体及び取水設備により構成される貯留施設のこと。水田に安定して用水を供給するため、水を貯えておくことができるよう人工的に造成された貯留施設である。農業用ため池ともいう。

●ため池の構造…

ため池は、水を貯める「堤体」、農業用水を取り入れるための「取水施設」のほか、洪水を安全に流下するための「洪水吐」などから構成される。



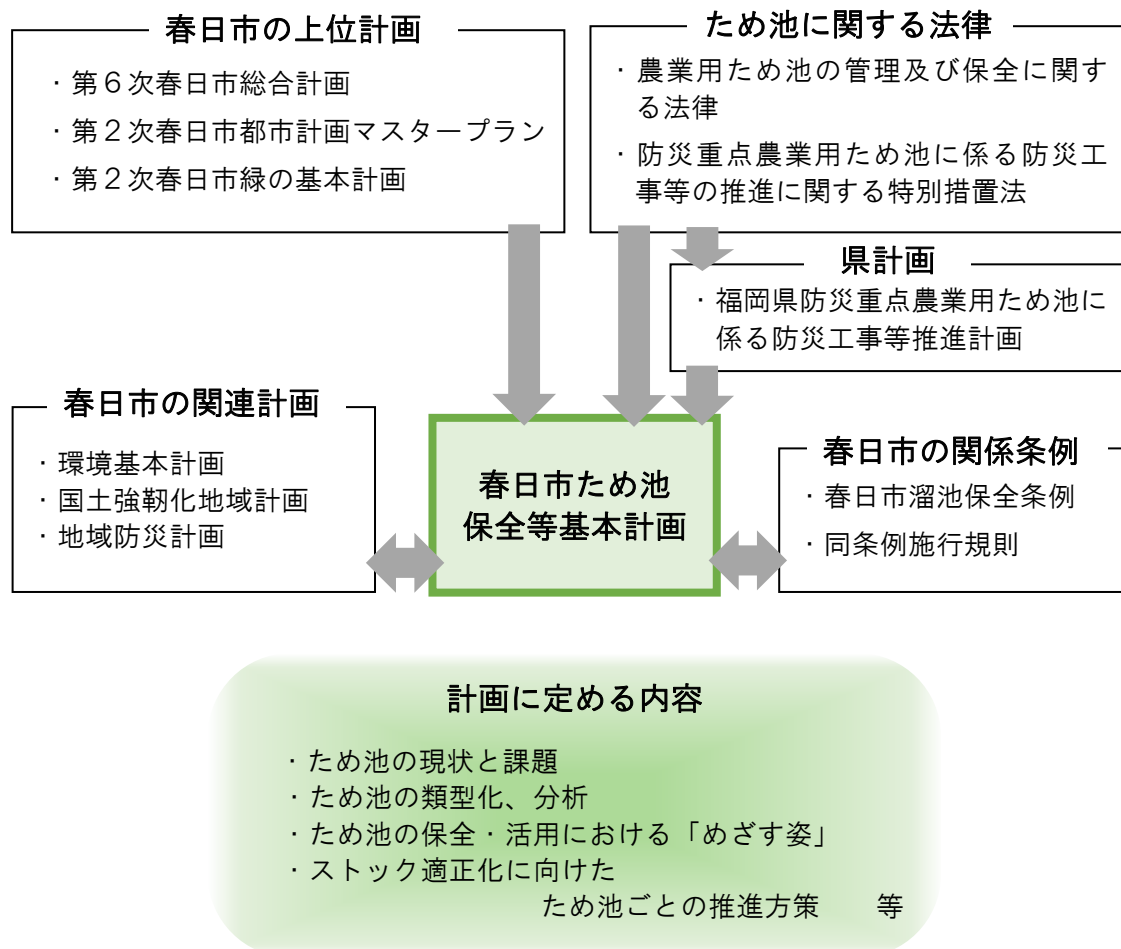
資料：ため池の種類と構造（農林水産省 HP）

図 ため池の標準的な構造

1-3. 計画の位置付け

本市では、ため池の適正な保全を総合的に推進するために「春日市溜池保全条例」を制定し、水と緑の自然環境を保全してきました。本計画は、条例に定める基本理念を継承し、「第2次春日市緑の基本計画」をはじめとする上位計画を実現するための具体的な行動計画の1つとして位置付けられます。

また、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害を契機に、国はため池に関する災害を防止するための新たな法律を定めました。本計画の策定にあたっては、各法律を十分理解し、適切に反映する必要があります。



※本計画において「ため池」は、読みやすいよう「ため池」と表記するが、本市条例や審議会の名称等では漢字の「溜池」が用いられているため、それらを表す場合は漢字の「溜池」を用いる。

1-4. 推進期間

本計画は、令和6年度から概ね10年間を、ため池別の方針実現に向けて重点的に取り組む期間とします。

ため池等を取り巻く社会情勢の変化並びに施策の実施状況を検証した上で、必要に応じ見直しを行います。

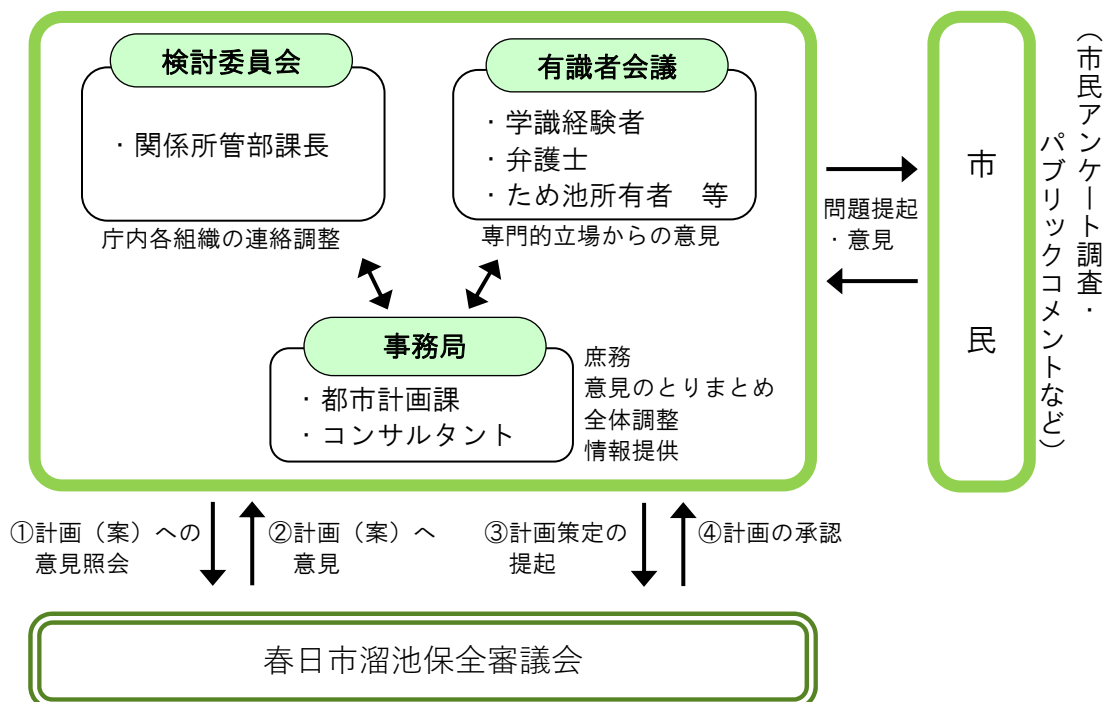
1-5. 計画策定体制としくみ

本計画は、本市が定める様々な計画と関連することから行政内部での連携が必要です。また、本市のため池のほとんどが民有地であるため、所有者である農業団体等との協議、意見交換が重要となります。加えて、本計画は、ため池がもつ多面的な機能の活用を目的としており、各分野における専門的な知見に基づく助言が必要不可欠です。

このため、本計画では、下記に示す策定の組織を設けるとともに、市民アンケート調査などにより幅広い意見を集約しながら、計画を策定しました。

なお、春日市溜池保全条例第15条第1項の規定に基づき、春日市溜池保全審議会に「計画（案）についての意見照会」、「計画の承認」を諮りました。

■春日市ため池保全等基本計画の組織



《抜粋》春日市溜池保全条例(昭和60年6月26日条例第19号)

第15条 市に第8条第3項に規定する事項その他溜池の保全に関し必要な事項を審議するため、審議会を置く。